



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	公有水面埋立ての免許	港湾局経営課	1
告示	地縁による団体の認可(古神自治会)	地域協働局地域活性課	8
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	9
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	福祉局監査指導部	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	19
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項及び第2項による届出(サザンモール六甲B612、サザンモール六甲PLUS+)	経済観光局経済政策課	20
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(イズミヤショッピングセンター神戸玉津)	経済観光局経済政策課	24
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更案の縦覧等	経済観光局農政計画課	26
水道局	神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	28
水道局	公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定の一部改正	水道局経営企画課	30
市税事務所	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(特定非営利活動法人しみん基金・こうべ)	行財政局税務部市民税企画課	31
訂正	令和7年11月4日付神戸市公報第3935号中	都市局都市計画課	32

神戸市告示第370号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、令和7年11月18日付けで公有水面埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

1 出願人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 出願人の名称

神戸市

(2) 出願人の住所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 代表者の氏名

神戸市長 久元 喜造

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 全体

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面

(イ) 第1工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地の地先公有水面

(ウ) 第2工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面

イ 区域

(ア) 全体

次の①の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び⑮の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（K. P. +1.68m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

ただし、一般国道2号（神戸浜手バイパス）の橋脚部（aの地点（基点から215度12分08秒 249.75mの地点）からbの地点（基点から217度36分59秒 238.74mの地点）

を通り a の地点に至る令和 6 年秋分の満潮位 (K. P. +1. 68m) における公有水面と既設
工作物との境界線により囲まれた区域及び c の地点 (基点から224度54分54秒 293. 40
mの地点) から d の地点 (基点から227度10分13秒 283. 62mの地点) を通り c の地点
に至る令和 6 年秋分の満潮位 (K. P. +1. 68m) における公有水面と既設工作物との境界
線により囲まれた区域) を除く。

- ①の地点 基点 (街区多角点 10A36 北緯34度41分10. 4368秒 東経135度11分36. 2174
秒) から205度05分25秒
234. 42mの地点
- ②の地点 基点から205度46分14秒
236. 00mの地点
- ③の地点 基点から206度08分57秒
233. 32mの地点
- ④の地点 基点から226度29分16秒
317. 27mの地点
- ⑤の地点 基点から226度03分30秒
319. 25mの地点
- ⑥の地点 基点から226度40分59秒
323. 49mの地点
- ⑦の地点 基点から227度06分39秒
321. 54mの地点
- ⑧の地点 基点から230度50分21秒
350. 59mの地点
- ⑨の地点 基点から230度25分36秒
352. 39mの地点
- ⑩の地点 基点から230度39分03秒
354. 33mの地点
- ⑪の地点 基点から232度40分03秒
345. 77mの地点
- ⑫の地点 基点から232度35分21秒
345. 07mの地点
- ⑬の地点 基点から252度55分08秒
294. 75mの地点
- ⑭の地点 基点から252度57分27秒
295. 58mの地点
- ⑮の地点 基点から254度06分07秒
294. 23mの地点

(イ) 第1工区

次の⑭の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び⑮の地点と⑭の地点を結ぶ令和
6 年秋分の満潮位 (K. P. +1. 68m) における公有水面と既設物揚場との境界線により
囲まれた区域。

- ④の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から190度31分04秒
112.24mの地点
- ④の地点 基点から250度13分39秒
298.45mの地点
- ⑬の地点 基点から252度55分08秒
294.75mの地点
- ⑭の地点 基点から252度57分27秒
295.58mの地点
- ⑮の地点 基点から254度06分07秒
294.23mの地点

(ウ) 第2工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位 (K. P. +1.68m) における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

ただし、一般国道2号（神戸浜手バイパス）の橋脚部（aの地点（基点から215度12分08秒 249.75mの地点）からbの地点（基点から217度36分59秒 238.74mの地点）を通りaの地点に至る令和6年秋分の満潮位 (K. P. +1.68m) における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域及びcの地点（基点から224度54分54秒 293.40mの地点）からdの地点（基点から227度10分13秒 283.62mの地点）を通りcの地点に至る令和6年秋分の満潮位 (K. P. +1.68m) における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域）を除く。

- ①の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から205度05分25秒
234.42mの地点
- ②の地点 基点から205度46分14秒
236.00mの地点
- ③の地点 基点から206度08分57秒
233.32mの地点
- ④の地点 基点から226度29分16秒
317.27mの地点
- ⑤の地点 基点から226度03分30秒
319.25mの地点
- ⑥の地点 基点から226度40分59秒
323.49mの地点
- ⑦の地点 基点から227度06分39秒
321.54mの地点
- ⑧の地点 基点から230度50分21秒
350.59mの地点
- ⑨の地点 基点から230度25分36秒

352.39mの地点

⑩の地点 基点から230度39分03秒

354.33mの地点

⑪の地点 基点から232度40分03秒

345.77mの地点

⑫の地点 基点から232度35分21秒

345.07mの地点

⑬の地点 基点から250度13分39秒

298.45mの地点

⑭の地点 基点から190度31分04秒

112.24mの地点

ウ 面積

第1工区 7,712.28平方メートル

第2工区 24,278.36平方メートル

合計 31,990.64平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 全体

神戸市中央区波止場町46番地の地先公有水面並びに同区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町74番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面及び同地内

(イ) 第1工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地の地先公有水面及び同地内

(ウ) 第2工区

神戸市中央区波止場町46番地並びに同区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地の地先公有水面並びに同区新港町68番地並びに同区新港町74番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面及び同地内

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から212度55分33秒

	518.03mの地点
イの地点	基点から215度42分28秒
	486.31mの地点
ウの地点	基点から223度08分04秒
	409.81mの地点
エの地点	基点から229度50分45秒
	370.61mの地点
オの地点	基点から239度37分10秒
	337.99mの地点
カの地点	基点から255度52分11秒
	306.84mの地点
キの地点	基点から254度46分07秒
	279.87mの地点
クの地点	基点から253度59分36秒
	280.72mの地点
ケの地点	基点から250度38分55秒
	225.41mの地点
コの地点	基点から194度28分22秒
	65.40mの地点
サの地点	基点から185度38分18秒
	168.88mの地点
シの地点	基点から185度47分07秒
	173.13mの地点
スの地点	基点から207度06分26秒
	204.55mの地点
セの地点	基点から204度14分01秒
	220.94mの地点
ソの地点	基点から202度53分53秒
	229.69mの地点
タの地点	基点から205度05分25秒
	234.42mの地点
チの地点	基点から200度53分21秒
	265.74mの地点
ツの地点	基点から194度36分41秒
	336.08mの地点
テの地点	基点から211度15分58秒
	389.35mの地点
トの地点	基点から206度55分34秒
	438.00mの地点
ナの地点	基点から205度09分35秒

430.58mの地点

ニの地点 基点から202度50分42秒

466.25mの地点

(イ) 第1工区

次の各点を順次結んだ線及びヌの地点とネの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

ヌの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から251度15分32秒

312.54mの地点

カの地点 基点から255度52分11秒

306.84mの地点

キの地点 基点から254度46分07秒

279.87mの地点

クの地点 基点から253度59分36秒

280.72mの地点

ケの地点 基点から250度38分55秒

225.41mの地点

コの地点 基点から194度28分22秒

65.40mの地点

ネの地点 基点から188度28分15秒

111.72mの地点

(ウ) 第2工区

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から212度55分33秒

518.03mの地点

イの地点 基点から215度42分28秒

486.31mの地点

ウの地点 基点から223度08分04秒

409.81mの地点

エの地点 基点から229度50分45秒

370.61mの地点

オの地点 基点から239度37分10秒

337.99mの地点

ヌの地点 基点から251度15分32秒

312.54mの地点

ネの地点 基点から188度28分15秒

111.72mの地点

サの地点 基点から185度38分18秒

	168.88mの地点
シの地点	基点から185度47分07秒
	173.13mの地点
スの地点	基点から207度06分26秒
	204.55mの地点
セの地点	基点から204度14分01秒
	220.94mの地点
ソの地点	基点から202度53分53秒
	229.69mの地点
タの地点	基点から205度05分25秒
	234.42mの地点
チの地点	基点から200度53分21秒
	265.74mの地点
ツの地点	基点から194度36分41秒
	336.08mの地点
テの地点	基点から211度15分58秒
	389.35mの地点
トの地点	基点から206度55分34秒
	438.00mの地点
ナの地点	基点から205度09分35秒
	430.58mの地点
ニの地点	基点から202度50分42秒
	466.25mの地点

ウ 面積

第1工区	9,672.16平方メートル
第2工区	58,257.91平方メートル
合計	67,930.07平方メートル

3 埋立地の用途

交流厚生用地、緑地

神戸市告示第371号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

古神自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生等に関すること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 防火、防犯等に関すること。
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

この会の区域は、神戸市西区神出町古神地区の155番地、157番地及び196番地を除く全域とする。

4 主たる事務所

神戸市西区神出町古神 668 番地

5 代表者の氏名

辻 昭三

6 代表者の住所

神戸市西区神出町古神 79 番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

この会は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和7年11月7日

令和7年11月18日 神戸市公報第3937号

神戸市告示第372号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504269	ブルースケア神戸	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通4-2-17 オライジュ1番館401号室	アマミ電器株式会社	兵庫県尼崎市武庫川町武庫川町2-20-1	令和7年10月1日	介護予防訪問サービス
2875004489	訪問介護ステーション在る	兵庫県神戸市北区藤原台南町2丁目8番5号	株式会社在る	兵庫県神戸市北区藤原台南町2丁目8番5号	令和7年10月1日	介護予防訪問サービス
2895000558	レコードブック鈴蘭台駅前	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1丁目8-16 ホワイトベース 1階	ユーラシア大陸株式会社	兵庫県神戸市北区桂木三丁目32番地の2	令和7年10月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第373号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870601818	花訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区細田町4丁目2-4	花訪問介護サービス株式会社	兵庫県神戸市長田区細田町4丁目2-4	令和7年9月30日	介護予防訪問サービス
2870601818	花訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区細田町4丁目2-4	花訪問介護サービス株式会社	兵庫県神戸市長田区細田町4丁目2-4	令和7年9月30日	生活支援訪問サービス
2870800980	舞子台ヘルプステーション	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	医療法人浩生会	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	令和7年9月30日	介護予防訪問サービス
2870800980	舞子台ヘルプステーション	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	医療法人浩生会	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	令和7年9月30日	生活支援訪問サービス

2870802945	垂水デイサービスセンター 彩樹の家	兵庫県神戸市垂水区御霊町5番26号	株式会社イーノ	兵庫県神戸市垂水区御霊町5番26号	令和7年9月30日	介護予防通所サービス
2875202489	フェニック スリハビリテーションセンター西神	兵庫県神戸市西区押部谷町栄252	有限会社フェニックス	兵庫県神戸市垂水区桃山台2-1664-45	令和7年9月30日	介護予防通所サービス
2875205185	デイサービスセンターサンホーム西神	兵庫県神戸市西区高塚台5丁目13	社会福祉法人神戸日の出会	兵庫県神戸市西区平野町印路字下四ッ塚887-8	令和7年9月30日	介護予防通所サービス
2871101842	ひまわり	兵庫県宝塚市長尾町17-4	合同会社ひまわり	兵庫県宝塚市長尾町17-4	令和7年9月30日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第374号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860190541	訪問看護ステーション リラ CARE	兵庫県神戸市東灘区田中町1丁目9-10-402	合同会社 FlowingLabo	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町5-3-16-301	令和7年10月1日	介護予防訪問看護
2860190541	訪問看護ステーション リラ CARE	兵庫県神戸市東灘区田中町1丁目9-10-402	合同会社 FlowingLabo	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町5-3-16-301	令和7年10月1日	訪問看護
2860590609	プラスチック訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区水木通4-2-22 第一金光ビル1階	株式会社 P L A S T	兵庫県神戸市長田区腕塚町4丁目2-1	令和7年10月1日	訪問看護
2860790498	すまう訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区白川台4丁目12-13	株式会社 MINE	兵庫県神戸市須磨区白川台4丁目12番13号	令和7年10月1日	介護予防訪問看護
2860790498	すまう訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区白川台4丁目12-13	株式会社 MINE	兵庫県神戸市須磨区白川台4丁目12番13号	令和7年10月1日	訪問看護

2865290718	医療法人実風会 実風会訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和 1415-3 カーサ・ラベータ 103号	医療法人実風会	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和字横尾 238-475	令和7年 10月1日	介護予防訪問看護
2865290718	医療法人実風会 実風会訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和 1415-3 カーサ・ラベータ 103号	医療法人実風会	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和字横尾 238-475	令和7年 10月1日	訪問看護
2870104045	福祉用具のアストレ	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-3-2	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	令和7年 10月1日	介護予防福祉用具貸与
2870104045	福祉用具のアストレ	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-3-2	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	令和7年 10月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870104045	福祉用具のアストレ	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-3-2	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	令和7年 10月1日	特定福祉用具販売
2870104045	福祉用具のアストレ	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-3-2	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	令和7年 10月1日	福祉用具貸与

令和7年11月18日 神戸市公報第3937号

2870504251	居宅介護支援事業所ナイス plan	兵庫県神戸市兵庫区大開通 1-1-1-603	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本三丁目 5-16-1・2階	令和7年10月1日	居宅介護支援
2870504269	ブルースケア神戸	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通 4-2-17 オライジユ 1 番館 401 号室	アマミ電器株式会社	兵庫県尼崎市武庫川町 2-20-1	令和7年10月1日	訪問介護
2870604044	訪問介護あいびー長田事業所	兵庫県神戸市長田区大橋町 10 丁目 1 番 9 号 202	合同会社あいびー	兵庫県西宮市六湛寺町 1 番 12 号 comforia 西宮 406	令和7年10月1日	訪問介護
2870804867	ソララマネジメント	兵庫県神戸市垂水区多聞台 1 丁目 6 番 5 号	株式会社 LaLafu1	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通 4 丁目 7 番 8 号	令和7年10月1日	介護予防支援
2870804867	ソララマネジメント	兵庫県神戸市垂水区多聞台 1 丁目 6 番 5 号	株式会社 LaLafu1	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通 4 丁目 7 番 8 号	令和7年10月1日	居宅介護支援
2870804875	居宅介護支援事業所スリーツリー	兵庫県神戸市垂水区王居殿 3 丁目 25-1	株式会社スリーツリー	兵庫県神戸市垂水区王居殿 3 丁目 25-1	令和7年10月1日	居宅介護支援
2870804883	ケアプランセンター縁	兵庫県神戸市垂水区東舞子町 18-60 A108	株式会社 LIFIX	兵庫県神戸市垂水区小束台東 8 番地の 16	令和7年10月1日	居宅介護支援

2875004489	訪問介護ステーション 在る	兵庫県神戸市北区藤原台南町2丁目8番5号	株式会社に 在る	兵庫県神戸市北区藤原台南町2丁目8番5号	令和7年 10月1日	訪問介護
------------	------------------	----------------------	-------------	----------------------	---------------	------

神戸市告示第375号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2860590419	はれ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町1丁目1番31号マリス神戸WING103号室	株式会社KOKO	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町1丁目1番31号マリス神戸WING103号室	令和7年9月30日	介護予防訪問看護
2860590419	はれ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町1丁目1番31号マリス神戸WING103号室	株式会社KOKO	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町1丁目1番31号マリス神戸WING103号室	令和7年9月30日	訪問看護
2860890017	訪問看護ステーション 舞子台	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	医療法人 浩生会	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	令和7年9月30日	介護予防訪問看護
2860890017	訪問看護ステーション 舞子台	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	医療法人 浩生会	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	令和7年9月30日	訪問看護

2870601818	花訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区細田町4丁目2-4	花訪問介護サービス株式会社	兵庫県神戸市長田区細田町4丁目2-4	令和7年9月30日	訪問介護
2870800980	舞子台ヘルプステーション	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	医療法人浩生会	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2-1	令和7年9月30日	訪問介護
2875202489	フェニックスリハビリテーションセンター西神	兵庫県神戸市西区押部谷町栄252	有限会社フェニックス	兵庫県神戸市垂水区桃山台2-1664-45	令和7年9月30日	通所介護
2875205185	デイサービスセンターサンホーム西神	兵庫県神戸市西区高塚台5丁目13	社会福祉法人神戸日の出会	兵庫県神戸市西区平野町印路字下四ッ塚887-8	令和7年9月30日	通所介護

令和7年11月18日 神戸市公報第3937号

神戸市告示第376号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890200260	定期巡回つむぎ	兵庫県神戸市灘区大石東町5-2-5大石ファーストビル2階	株式会社ポジティブ	兵庫県神戸市中央区熊内橋通6-1-17	令和7年10月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2895000558	レコードブック鈴蘭台駅前	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1丁目8-16ホワイトベース 1階	ユーラシア大陸株式会社	兵庫県神戸市北区桂木三丁目32番地の2	令和7年10月1日	地域密着型通所介護
2895200588	グループホームめぐみの丘プリウス	兵庫県神戸市西区押部谷町福住602-9	株式会社グロリアコーポレーション	兵庫県神戸市北区君影町6-7-14	令和7年10月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2895200588	グループホームめぐみの丘プリウス	兵庫県神戸市西区押部谷町福住602-9	株式会社グロリアコーポレーション	兵庫県神戸市北区君影町6-7-14	令和7年10月1日	認知症対応型共同生活介護

神戸市告示第377号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年11月18日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870802945	垂水デイサービスセンター 彩樹の家	兵庫県神戸市垂水区御霊町5番26号	株式会社イーノ	兵庫県神戸市垂水区御霊町5番26号	令和7年9月30日	地域密着型通所介護
2875003218	茶話本舗デイサービスすずらん亭	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目2-3	株式会社SBSカンパニー	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目2-3	令和7年9月30日	地域密着型通所介護

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月11日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月11日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サザンモール六甲B612、サザンモール六甲PLUS+
神戸市灘区新在家南町1丁目1番1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称：サザンモール六甲B612、サザンモール2ndstreet
所在地：神戸市灘区新在家南町1丁目 他

(変更後)

名 称：サザンモール六甲B612、サザンモール六甲PLUS+
所在地：神戸市灘区新在家南町1丁目1番1 外

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
駐車場①	B612棟1階北側	63台
駐車場②	B612棟1階南側	46台
駐車場③	A棟北側	186台
駐車場④	B棟北東側	32台
駐車場⑤	A棟3階	93台
駐車場⑥	A棟R階	85台
駐車場⑦	B棟3階	114台
駐車場⑧	B棟R階	120台
合計		739台

(変更後)

位置		収容台数
駐車場①	B 612棟 1 階北側	645台
駐車場②	B 612棟 1 階南側	
駐車場③	A 棟北側	
駐車場④	B 棟北東側	
駐車場⑤	A 棟 3 階	
駐車場⑥	A 棟 R 階	
駐車場⑦	B 棟 3 階	
駐車場⑧	B 棟 R 階	
合計		

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
駐輪場①	A 棟北東側	38台
駐輪場②	A 棟北側	29台
駐輪場③	A 棟北側	28台
駐輪場④	B 棟北側	52台
駐輪場⑤	B 棟北側	40台
駐輪場⑥	B 棟西側	150台
合計		337台

(変更後)

位置		収容台数
駐輪場①	B 612棟東側	181台
駐輪場②	A 棟北西側	
駐輪場③	B 棟北東側	
駐輪場④	B 棟北側	
合計		

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置		面積
荷さばき施設①	B 612棟南側	79㎡
荷さばき施設②	B 612棟北西側	81㎡
荷さばき施設③	B 棟南側	212㎡
荷さばき施設④	A 棟東側	70㎡
荷さばき施設⑤	A 棟西側	52㎡
合計		494㎡

(変更後)

位置		面積
荷さばき施設①	B 612棟南側	79㎡
荷さばき施設②	B 612棟北西側	81㎡
荷さばき施設③	A 棟東側	138㎡
荷さばき施設④	A 棟西側	58㎡
荷さばき施設⑤	B 棟南側	138㎡
合計		494㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置		容量
廃棄物保管施設①	B 612棟南側	35㎡
廃棄物保管施設②	A 棟東側	23㎡
廃棄物保管施設③	B 棟南側	16㎡
合計		74㎡

(変更後)

位置		容量
廃棄物保管施設①	B 612棟南側	21.9㎡
廃棄物保管施設②	A 棟東側	12.5㎡
廃棄物保管施設③	A 棟東側	10.6㎡
廃棄物保管施設④	A 棟東側	7.9㎡
廃棄物保管施設⑤	A 棟東側	11.2㎡
廃棄物保管施設⑥	B 棟南側	30.5㎡
合計		94.6㎡

- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
B 612棟	午前10時30分	午後 7 時30分
	午前11時	午後 7 時
	午前11時	午後 7 時30分
	午前11時	午後 8 時
A 棟	午前 9 時	午後11時
B 棟	午前10時	午後 9 時
	午前10時	午後11時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
B 612棟 A 棟 B 棟	午前 8 時	午後 9 時45分

- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時30分から午後11時30分まで
(変更後) 午前 7 時30分から午後10時まで

3 変更の年月日

- (1) 令和 7 年 10 月 29 日
(2) 令和 8 年 6 月 30 日
(3) 位 置 : 令和 7 年 10 月 30 日
収容台数 : 令和 8 年 6 月 30 日
(4)~(7) 令和 7 年 10 月 30 日

4 変更の理由

店舗リニューアルのため

5 届出年月日

令和 7 年 10 月 29 日

6 縦覧期間

令和 7 年 11 月 11 日から令和 8 年 3 月 11 日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月11日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月11日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤショッピングセンター神戸玉津

神戸市西区森友3丁目7-3

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の種類	位置	収容台数
駐車場A	建物2階	234台
駐車場B	建物3階	334台
駐車場C	建物R階	402台
駐車場D	建物南側	22台
合計		992台

(変更後)

駐車場の種類	位置	収容台数
駐車場A	建物2階	234台
駐車場B	建物3階	334台
駐車場C	建物南側	43台
合計		611台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場の種類	位置	収容台数
駐輪場A	建物西側	387台
駐輪場B	建物南西側	38台
駐輪場C	建物北西側	50台
駐輪場D	建物南側	25台
合計		500台

(変更後)

駐輪場の種類	位置	収容台数
駐輪場A	建物西側	387台
駐輪場B	建物南西側	38台
合計		425台

3 変更の年月日

令和8年6月28日

4 変更の理由

利用実態にあわせた施設配置計画変更のため

5 届出年月日

令和7年10月27日

6 縦覧期間

令和7年11月11日から令和8年3月11日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和7年11月18日の翌日から起算して15日間（令和7年12月3日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和7年12月3日の翌日から起算して15日以内（令和7年12月18日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和7年11月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、令和7年11月19日から令和7年12月3日までに提出するものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和7年12月4日）から令和7年12月18日までに提出するものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年11月18日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第4号

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（口座振替による支払）	（口座振替による支払）
第61条 [略]	第61条 [略]
2 前項の規定により支払をするときは、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長は <u>口座情報が記載された書類</u> を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しなければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。	2 前項の規定により支払をするときは、第1類事業所の所長、課長又は第2類事業所の所長は <u>口座振替依頼書</u> を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しなければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。
3 金銭出納員は、前項の支払伝票を	3 金銭出納員は、前項の <u>口座振替依</u>

受取つたときは、第1項に定める振替日に、口座振替による支払手続をさせるため、出納取扱金融機関に必要な資金を交付しなければならない。この場合において、前条第1項後段の規定を準用する。

4 [略]

(自動振替払)

第61条の2 [略]

2 自動振替払の対象は、電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電気通信料金、後納郵便料金、日本放送協会に対し支払う受信料及び官公署に対して支払う経費とする。

3 [略]

頼書及び支払伝票を受取つたときは、第1項に定める振替日に、口座振替による支払手続をさせるため、出納取扱金融機関に必要な資金を交付しなければならない。この場合において、前条第1項後段の規定を準用する。

4 [略]

(自動振替払)

第61条の2 [略]

2 自動振替払の対象は、電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電気通信料金、後納郵便料金及び日本放送協会に対し支払う受信料とする。

3 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

神戸市水道告示第 21 号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和 47 年 11 月神戸市水道告示第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 18 日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

(1) 出納取扱金融機関の項中

「

株式会社 りそな銀行	兵庫県下及び大阪府下(ただし、口座振替については全国)
------------	-----------------------------

を

」

「

株式会社 りそな銀行	全国(ただし、口座振替のみ)
------------	----------------

に改める。

」

(2) 収納取扱金融機関の項中

「

株式会社 埼玉りそな銀行	埼玉県内及び東京都内
--------------	------------

を

」

「

株式会社 埼玉りそな銀行	埼玉県内及び東京都内(ただし、口座振替のみ)
--------------	------------------------

に、

」

「

株式会社 関西みらい銀行	全国
--------------	----

を

」

「

株式会社 関西みらい銀行	全国(ただし、口座振替のみ)
--------------	----------------

に改める。

」

神戸市市税事務所告示第2号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年11月18日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250007	令和7年11月4日 (令和7年10月23日から令和12年10月22日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人しみん基金・こうべ 理事長 戎 正晴 神戸市中央区浜辺通4-1-23-605

令和7年11月4日付け神戸市公報第3935号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年11月18日

(41ページ 公告 3の許可番号)

誤：令和6年10月2日 第8208号

正：令和6年10月2日 第8208号

(変更許可 令和7年10月24日 第2251号)